

○飯塚市地域活性化応援券発行事業補助金交付要綱

令和2年7月22日

飯塚市告示第253号

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響から外出自粛していた市民の外出機会の増加と消費活動を喚起させることにより、地域経済の回復を図るために行う地域活性化応援券発行事業に要する経費の全部又は一部を補助する飯塚市地域活性化応援券発行事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プレミアム 応援券の販売額に一定割合を乗じて得た金額をいう。
- (2) 地域活性化応援券 プレミアム分を割り増した応援券をいう。
- (3) 補助事業者 地域活性化応援券発行事業を行う者であって、福岡県地域商品券による地域経済活性化支援事業費補助金交付要綱第3条に規定する補助金の交付対象者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、補助事業者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域活性化応援券のプレミアムに係る経費
- (2) 地域活性化応援券発行事業に要する事務経費のうち、市長が必要と認めるもの

(補助事業の変更等)

第5条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更し、又は補助事業の全部若しくは一部を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、事業計画の細部の変更であって、補助事業の目的に支障を来さないことが明らかな軽微な変更についてはこの限りでない。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経

過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第7条 補助事業者は、補助金に係る経費についての収支の真実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和2年6月26日から適用する。